

八千代市農業ボランティア推進事業実施要領

1. 趣 旨

千葉県の農業は、首都圏への生鮮農産物の供給という重要な役割を果たしている。しかしながら、近年、農業担い手の高齢化や後継者不足により、労働力不足が深刻且つ緊急に解決しなければならない課題となっている。

一方、京葉・東葛地域を中心に都市化が進む中で、農業と直接ふれあう機会の少ない都市住民は、市民農園や貸し農園等による農業体験、また、農産物の直売や農業イベント等を通じて農業への関心を高めている。

このような状況を背景として八千代市では、都市住民と農業者の交流を図りながら、農業に関心のある都市住民を対象に農業ボランティアとして養成するなど、新しい援農システムを構築するため、千葉県農業ボランティア推進事業実施要領に基づき、平成9年度に農業ボランティア創設調査事業を実施し、平成10年度には、八千代市農業ボランティアモデル推進事業により、「八千代市農業ボランティア養成講座実施計画」を策定した。

そして、この実施計画に基づき農業ボランティア養成講座を開設し、平成11年度から令和〇〇年度にかけて、1期生から〇〇期生の養成を図るとともに、翌年度よりそれぞれ認証された農業ボランティアによる実践活動に取り組んでいる。令和〇〇年度は、さらにこの援農体制の充実を図るため、〇〇期生の養成並びに、認証者による農業ボランティア活動をこの要領により実施する。

2. 事業内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 農業ボランティア活動の実施

農業ボランティア活動は、この要領1の実施計画並びに同要領7の要項により、平成11年度から令和〇〇年度において、「八千代市農業ボランティア」として、認証されたもの(1～〇〇期生)がこの要領6の要項に基づき、同要領2－(3)の受入れ農家に対して援農活動を実施する。

(2) 農業ボランティア養成講座の開設

農業ボランティア活動は、この要領1の実施計画並びに同要領7の要項に基づき、開設する。

(3) 農業ボランティアの認証並びに同受入れ農家の登録

農業ボランティアの認証並びに同受入れ農家の登録は、この要領2－(2)の養成講座の実施状況を踏まえて行う。

3. 実施主体

この事業の実施主体は「〇〇〇〇」とし、事務局を「やちよ農業交流センター」に置く。

(八千代市島田2076 電話047-406-4778)

4. 事業の実施

- (1) この事業は、この要項 1 の実施計画並びに同要領 6 及び 7 の要項に基づき、八千代市内農業団体の協力により実施する。
- (2) この事業に要する費用は予算の範囲内とする。
- (3) この事業の期間は、令和〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日とする。

5. 推進連絡会議

- (1) この事業の円滑な推進を図るため、推進連絡会議を設ける。
- (2) この推進連絡会議は、この要領 3 の主催者が農業ボランティアと同受入れ農家の調整を図りながら、事業の実施状況を勘案し、開催する。

6. 農業ボランティア活動実施要項

この事業の内、この要領 2- (1) の農業ボランティア活動は、この要領及び別紙「令和〇〇年度八千代市農業ボランティア活動実施要項」に基づき実施する。

7. 農業ボランティア養成講座実施要項

この事業の内、この要領 2- (2) の農業ボランティア養成講座は、この要領及び別紙「令和〇〇年度八千代市農業ボランティア養成講座実施要項」に基づき開設する。

8. その他

この要領に定めるもののほか、事業推進に必要な事項は別に定める。